

令和5年度

工事監査報告書

東久留米市監査委員



5 東久監第 87 号  
令和 5 年 12 月 26 日

東久留米市長	富田竜馬	殿
東久留米市議会議長	澤田孝康	殿
東久留米市教育委員会教育長	片柳博文	殿

東久留米市監査委員 安藤純一

東久留米市監査委員 佐藤一郎

令和 5 年度工事監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

# 令和5年度 工事監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

### 2 監査の対象

工事件名 : 5. 市立第九小学校東校舎棟中規模改造ほか工事

所管課 : 教育部教育総務課 (工事発注部署)

都市建設部施設建設課 (工事施工部署)

総務部管財課 (契約担当部署)

### 3 監査の期間

令和5年7月20日から令和5年12月20日まで

### 4 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、東久留米市監査基準（令和2年東久留米市監査委員規程第1号）に準拠し、工事の計画、設計及び施工等が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書面及び実地調査並びに関係職員からの説明聴取により実施した。

なお、技術面については、公益社団法人日本技術士会に工事技術調査業務を委託して実施した。

### 5 実地調査日

令和5年10月12日

## 第2 工事の概要

本工事は、東久留米市施設整備プログラムに基づいて、中規模改造工事を実施するものである。

改修に当たっては、外壁及び屋上防水、鉄骨階段などを改修するとともに、別棟にある職員室と校長室を同一棟とするため、校長室と特別支援教室の入れ替え工事を行う。併せて、教育環境の改善のため、家庭科室に空調機新設工事を行う。

なお、本工事は、建築、電気設備、機械設備の3つの工事からなっている。

- 1 工事件名 5. 市立第九小学校東校舎棟中規模改造ほか工事
- 2 工事場所 東久留米市滝山三丁目2番30号
- 3 建物概要
  - ・東校舎棟 地上3階建・鉄筋コンクリート造（延床面積1,527 m<sup>2</sup>）
  - ・渡り廊下(1) 地上3階建・鉄骨造（延床面積32 m<sup>2</sup>）
  - ・渡り廊下(2) 地上1階建・鉄骨造（延床面積61 m<sup>2</sup>）
- 4 工事請負者
  - (1) 建築工事
    - ・事業者名 篠木工務店株式会社
    - ・契約金額 81,928,000円（消費税込み）
    - ・契約年月日 令和5年6月16日
    - ・工期 令和5年6月19日～令和5年11月17日
  - (2) 電気設備工事
    - ・事業者名 進栄電気工事株式会社
    - ・契約金額 15,328,500円（消費税込み）
    - ・契約年月日 令和5年7月27日
    - ・工期 令和5年7月28日～令和5年11月17日
  - (3) 機械設備工事
    - ・事業者名 株式会社島崎工業所
    - ・契約金額 31,680,000円（消費税込み）
    - ・契約年月日 令和5年6月20日
    - ・工期 令和5年6月21日～令和5年11月17日

### 第3 監査の結果

対象工事については、「第1 監査の概要 4 監査の主眼及び方法」のとおり監査した限りにおいて、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、技術的な観点を踏まえた所見は、次のとおりである。

## 1 計画

計画については、東久留米市施設整備プログラムや東久留米市第2次教育振興基本計画に基づいて進められており、市民に十分説明できる内容になっていると判断する。

## 2 設計

設計については、指名競争入札により選定された設計事務所に委託して実施している。要求された改修を制限された条件の中で効率よく配置され、価格的にも合理的な設計がなされていると判断する。

## 3 積算

積算については、建物の劣化状態改善を含む工事費として価格が抑えられた妥当な設定であろうと判断する。

## 4 契約

入札については、すべて電子入札による指名競争入札及び希望制指名競争入札で実施されており、いずれの選定及び決定過程も規定に準じて行われていると判断する。

## 5 施工

施工については、施工計画、施工要領に準じてルールに則り工程通りに進められている。施工体制、安全管理、品質・出来形管理、工程管理など適正に行われており、工事監理及び施工管理は適正に行われていると判断する。